

熊本市建設工事履行確実性評価型総合評価一般競争入札実施要領

制定 平成24年 4月 4日公告第316号

改正 平成25年 5月27日公告第387号

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、入札参加者の企業及び配置予定技術者の施工実績等に対する評価（以下「技術評価」という。）と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する履行確実性評価型総合評価一般競争入札（以下「総合評価方式」という。）の実施に関して、熊本市一般競争入札実施要領（平成19年告示第230号。以下「実施要領」という。）、熊本市建設工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する実施要領（平成17年告示第316号。以下「情報公表要領」という。）及び熊本市電子入札（建設工事・建設コンサルタント業務）運用基準（平成16年告示第567号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価方式の対象となる工事は、実施要領2(1)に規定する一般競争入札の対象工事のうち、実施要領3(1)に規定する入札後審査方式により入札手続きを行うものとする。

(総合評価審査会等)

第3条 総合評価方式の実施に関し、落札者決定基準について審査するため、総合評価審査会（以下「審査会」という。）を置くものとする。

- 2 審査会は、前項の審査について、あらかじめ一括して行うことができるものとする。
- 3 審査会の委員は、熊本市工事等競争入札参加者選定等審査会に関する訓令（昭和41年訓令第5号。以下「審査会訓令」という。）第1条に規定する熊本市工事等競争入札参加者選定等審査会の委員をもって充てるものとする。
- 4 審査会の組織、会議及び庶務については、審査会訓令第3条から第5条の規定を準用するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第4条 前条第1項の審査を行うに当たっては、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならないものとし、あらかじめ一括して意見を聴くことができるものとする。

- 2 前項の規定による意見の聴取においては、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴くものとする。
- 3 前2項の意見聴取は、契約検査総室が行うものとする。

(総合評価の方法)

第5条 市長は、総合評価方式により建設工事の請負契約を締結しようとする場合は、当該契約の内容に適合した履行の確実性が低下する数値的判断基準として第3項に規定する履行確実性評価価格を設定するものとし、総合評価は、標準点に技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算

点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた評価値をもって行うものとする。

$$\text{技術評価点} = \text{標準点} + \text{加算点}$$

(1) 入札価格が消費税及び地方消費税相当額を除いた履行確実性評価価格以上の場合

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格}$$

(2) 入札価格が消費税及び地方消費税相当額を除いた履行確実性評価価格未満の場合

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \left(\text{履行確実性評価価格} \times \left(100 / 105 \right) + \left(\text{履行確実性評価価格} \times \left(100 / 105 \right) - \text{入札価格} \right) \right)$$

2 標準点は75点とし、加算点は25点を基準とするものとする。

3 履行確実性評価価格は、次項の規定により算出した履行確実性評価基準額を基礎として市長が定めるものとする。

4 履行確実性評価基準額は、次の各号に掲げる額の合計に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じた額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費に10分の9.5を乗じて得た額

(2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費に10分の8を乗じて得た額

(4) 一般管理費等に10分の5.5を乗じて得た額

5 前項に定める履行確実性評価基準額の算定は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の千円に満たない額を切り捨てた額をもって行うものとする。

（技術評価の基準）

第6条 技術評価の基準は、次に従い定めることとする。

(1) 評価項目は、工事の目的・内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。

(2) 各評価項目に対する配点は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

（入札公告等に示す事項）

第7条 総合評価方式を実施する場合においては、公告で次に掲げる事項を明らかにするものとする。

(1) 総合評価方式による入札であること。

(2) 技術資料（次条第2項に規定する技術資料をいう。以下同じ。）の提出の期間、場所及び方法

(3) 総合評価の方法、技術評価の基準及び落札者の決定方法

(4) 技術評価の評価項目及び配点に関する事項

(5) 総合評価に関する審査結果の公表に関する事項

(6) 落札者として決定されなかった者に対する理由の説明に関する事項

2 前項に掲げるもののほか、公告において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

(1) 提出期限までに技術資料（次条第3項の規定により配置予定技術者を変更する場合の技術資料を含む。）の全部又は一部が到達しなかった場合及び技術評価点のうち加算点が0点に満たない場合は、競争入札参加資格がないものとし、当該入札を無効とすること。

(2) 技術資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること。

(3) 提出された技術資料は、返却しないこと。

(4) 提出された技術資料は、技術評価以外に提出者に無断で使用しないこと。

- (5) 提出期限後における技術資料の追加、差し替え及び再提出は認めないこと（ただし、次条第3項の規定により配置予定技術者を変更する場合を除く。）。
- (6) 技術資料に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該入札を無効とし、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成7年告示第108号。以下「市指名停止要綱」という。）に基づく指名停止その他の措置を行うことがあること。

3 総合評価方式で行う場合の公告及び入札説明書は、別に定める標準入札公告例及び標準入札説明書例によるものとする。

（技術資料の提出）

第8条 技術評価を行うため、実施要領5(1)キに規定する申請書等（以下「申請書等」という。）を提出する際に、併せて技術資料を提出させるものとする。

2 前項に規定する技術資料は次のとおりとする。

- (1) 企業の評価に関する書類及び添付資料
- (2) 配置予定技術者の評価に関する書類及び添付資料
- (3) 施工実績等得点申告書（施工実績等に係る得点を申告したものをいう。）

3 実施要領5(2)オの規定に基づき、配置予定技術者を変更する場合、申請書等と併せて、変更後の技術資料（第2項第2号及び第3号に限る。）を提出させるものとする。

（落札者の決定）

第9条 評価値は、入札参加者の提出した技術資料（前条第3項の規定により配置予定技術者に変更された場合にあつては、同項の規定により提出された変更後の技術資料。）に基づき算出するものとする。この場合において、施工実績等の評価については、施工実績等得点申告書の合計欄に記載された得点をもって行うものとする。ただし、入札参加者が入札書を電子入札システムで提出した場合において、電子入札システムで入力された得点と施工実績等得点申告書の合計欄に記載された得点が相違するときは、電子入札システムで入力された得点をもって行うものとし、配置予定技術者に変更された場合で、配置予定技術者に変更される前に電子入札システムで入札書が提出されたときは、変更後の施工実績等得点申告書の合計欄に記載された得点をもって行うものとする。

2 前項の規定により算出された評価値（以下「当初評価値」という。）が最も高い者（評価値の最も高い者が2者以上ある場合にあつては、技術評価点の最も高い者）について、前条第2項第1号及び第2号に基づき、施工実績等の再評価を行うものとする。

3 前項の規定による再評価後の評価値が当初評価値以上の場合にあつては当初評価値を、再評価後の評価値が当初評価値未満の場合にあつては再評価後の評価値を当該入札参加者の評価値として確定するものとする。

4 入札参加者の評価値（再評価を行った者にあつては、前項の規定により確定した評価値。以下「確定評価値」という。）のうち最も高い評価値（最も高い評価値が複数ある場合にあつては、技術評価点の最も高い評価値）が確定評価値となるまで、順次再評価を行うものとする。

5 前各項の規定により、評価値が最も高いと認められた者を最高評価値入札者とする。落札決定については、当該最高評価値入札者を落札候補者とし、実施要領13(2)から(5)までの規定を適用するものとする。この場合において、実施要領13(3)中「次に低い価格を提示した者」とあるのは、「新たに最高評価値入札者となった者」と読み替えるものとする。

6 前項の規定により落札者となるべき者が2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定するものと

する。

- 7 第2項の規定による再評価対象者から、申請書等を提出する際に、前条第2項第1号及び第2号に規定する技術資料のうち同種・類似工事の経験に係る再評価結果の通知を希望する旨の申請があったときは、当該結果を通知するものとする。

(審査結果の公表)

第10条 この要領に基づく入札に関する情報の公表の方法及び期間については、次項の定めによるほか情報公表要領の例によるものとする。

- 2 次に掲げる事項については、落札者決定後公表するものとする。

- (1) 競争参加資格確認申請書を提出した者の商号又は名称
- (2) 競争参加資格の有無に関する審査結果
- (3) 競争参加資格がないとした者については、その理由
- (4) 入札者の商号又は名称
- (5) 入札金額
- (6) 技術評価点及び評価値
- (7) 履行確実性評価価格（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）

(落札者として決定されなかった者に対する理由の説明)

第11条 入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して5日（熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）以内に、市長に対して、書面により落札者として決定されなかった理由についての説明を求めることができるものとする。

- 2 市長は、前項の理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日（市の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(悪質な行為に対する措置)

第12条 市長は、技術資料に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該入札を無効とし、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、市指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことができるものとする。

(秘密の保持)

第13条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札者から提出された資料等は原則として公表しないものとする。

(補則)

第14条 本要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月4日から施行し、同日以後に公告をするものについて適用する。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行し、同日以後に公告をするものについて適用する。